

○京都市子ども医療費支給条例

平成5年6月3日

条例第16号

改正 平成6年9月22日条例第17号

平成8年8月7日条例第10号

平成8年8月7日条例第11号

平成10年9月21日条例第24号

平成12年3月23日条例第60号

平成12年12月7日条例第38号

平成14年9月24日条例第11号

平成15年6月6日条例第6号

平成15年8月18日条例第19号

平成17年3月25日条例第32号

平成18年9月28日条例第13号

平成19年6月18日条例第9号

平成24年3月30日条例第51号

平成25年3月29日条例第81号

平成25年3月29日条例第82号

平成27年3月26日条例第47号

平成31年3月28日条例第89号

京都市子ども医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの保護者に対し、子どもに係る医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上を図り、もって子どもの福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

(対象者)

第3条 この条例の規定により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する子ども(次の各号に掲げる子どもを除く。)で、別に定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者又は被扶養者であるものの保護者又は保護者であった者とする。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く)

く。)に属する子ども

(2) 京都市重度心身障害者医療費支給条例又は京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給を受けることができる子ども

(受給者証)

第4条 この条例の規定により医療費の支給を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であると認定した者に対し、この条例の規定による医療費の支給を受ける権利を証する受給者証を交付する。

3 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、子どもが健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他別に定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から医療を受ける場合には、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 子どもが京都府の区域外の保険医療機関等から医療を受けるとき。

(2) 緊急その他やむを得ない事情があるとき。

(支給の方法及び範囲)

第5条 医療費の支給は、子どもの疾病又は負傷について社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給（以下「医療に関する給付」という。）が行われた場合において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないとき、受給者に対し、その満たない額に相当する額について行うものとする。ただし、当該疾病又は負傷について、国、地方公共団体若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）の負担による医療の給付又は社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくは付加給付等（健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。）が行われるときは、この限りでない。

(1) 医療に関する給付の額（療養の給付にあつては、当該療養の給付の額から当該療養の給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）

(2) 医療に要する費用の額から別に定める額を控除した額

2 前項第2号に規定する医療に要する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(1) 療養の給付又は療養費若しくは特別療養費の支給が行われた場合 健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額

(2) 保険外併用療養費が支給された場合 健康保険法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額（当該保険外併用療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれるときは、当該額及び同項第2号に掲げる額の合計額）

- (3) 訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額
- (4) 家族療養費が支給された場合 健康保険法第110条第2項第1号に規定する算定した費用の額（当該家族療養費の支給に係る療養に社会保険各法に規定する食事療養が含まれるときは、当該額及び同項第2号に掲げる額の合計額）
- (5) 家族訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第111条第2項に規定する費用の額

第6条 市長は、保険医療機関等から医療を受けた子どもに係る受給者に対し医療費として支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた子どもに係る受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

（支給の期間）

第7条 医療費の支給は、受給者から請求があったときは、第4条第1項の規定による申請の日前に当該受給者に係る子どもが受けた医療に係る医療費（請求の日の前日から5年さかのぼった日までに当該子どもが受けた医療に係る医療費に限る。）についても行う。

（届出等）

第8条 受給者は、氏名又は住所を変更したとき、その他別に定める事由が生じたときは、別に定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出がないときは、職権により調査し、受給者の認定の取消しその他必要な措置を採ることができる。

（物件の提出等）

第9条 市長は、対象者の資格に関し必要があると認めるときは、対象者その他の関係者に対し、文書その他の物件の提出を求め、又は市長が指定する職員に質問させることができる。

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、受給者若しくは受給者であった者又は子どもが子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第5条の規定により支給すべき医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第11条 偽りその他不正の手段によって、又は受給者でなくなった後にこの条例による医療費の支給を受けた者があるときは、市長は、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第12条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

改正 平成17年3月25日条例第32号

(施行期日)

1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 旧京北町乳幼児医療費助成条例（以下「旧町条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

3 旧町条例の規定により医療費の支給を受けることができる者であって、京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧町条例第5条第1項の規定による申請を行っていないものは、編入日以後に第4条第1項の規定による申請を行うことができる。

4 旧町条例の規定により医療費の支給を受けていた者であって、編入日以後にこの条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなるものに係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、編入日前においても行うことができる。

附 則（平成6年9月22日条例第17号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年8月7日条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成8年12月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市乳幼児医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成8年8月7日条例第11号） 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年9月21日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び附則第3項

の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市乳幼児医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成12年3月23日条例第60号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされている準禁治産者及びその保佐人に関するこの条例による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月7日条例第38号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年9月24日条例第11号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年6月6日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市乳幼児医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成15年8月18日条例第19号）

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第32号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市老人医療費支給条例、京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月18日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年9月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第7条を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第7条の規定は、施行日以後の請求に係る医療費について適用し、施行日前の請求に係る医療費については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第7条の規定により施行日前に受けた医療に係る医療費の支給を請求する場合における同条の規定の適用については、同条中「子ども」とあるのは、平成15年8月31日までに受けた医療に係る医療費にあつては「京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例（平成15年6月6日京都市条例第6号）による改正前の京都市乳幼児医療費支給条例第2条第1号に規定する乳幼児」と、同年9月1日から施行日の前日までに受けた医療に係る医療費にあつては「京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例（平成19年6月18日京都市条例第9号）による改正前の京都市乳幼児医療費支給条例第2条第1号に規定する乳幼児」とする。

(準備行為)

- 5 改正後の条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成24年3月30日条例第51号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日条例第81号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日条例第82号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日条例第47号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。